

## 秋田県告示第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年6月22日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類  
道路
- 2 都市計画の案の名称  
秋田都市計画道路（3・4・31号明田外旭川線）の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分 秋田市手形山崎町の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
  - （1）秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課
  - （2）秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
  - （3）秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年6月22日（火）から同年7月6日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）